

第8回「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」及び
第11回「資産運用等に関するワーキング・グループ」合同会議

平成 29 年 6 月 12 日
午後 1 時 ~ 2 時
日本証券業協会第1会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 懇談会・WG報告書の提言項目に係る検討・取組状況等について

(2) 東京都「国際金融都市・東京」構想骨子について

3. 閉会

以 上

懇談会・WG報告書の提言項目に係る 検討・取組状況等について

2017年6月12日

国際金融センターの推進に関する懇談会
資産運用等に関するWG

1. 経緯

2014年9月

- 東京国際金融センターの推進に関する懇談会の設置

2015年9月

- 東京国際金融センターの推進に関する懇談会報告書の公表
- 同報告書において資産運用業の強化が最重要課題と整理されたことを受け、懇談会の下に資産運用等に関するWGを設置

2016年6月

- 資産運用等に関するWGにおける検討結果を報告書として公表

- 懇談会・WG報告書公表後、業界における取組みとして提言された事項について、関係機関において検討・取組みを実施（提言の概要及び提言に係る検討・取組状況等は次頁以降のとおり）
- 2016年11月、東京都において「国際金融都市・東京のあり方懇談会」（日証協、顧問協が参加）が設置され、国際金融都市東京の実現に向けた検討が東京都においても進められている（2017年5月、懇談会中間取りまとめ）

2. 懇談会・WG報告書の提言の概要

資産運用業の強化

(懇談会報告書提言)

- 資産運用業の海外調査
- 外国政府・公的機関のロードショー支援
- 投資信託の国際的な課題・動向に関するシンポジウムの開催
- 「日本版スチュワードシップ・コード」の普及・定着に向けた取り組み
- 拡大版コーポレートガバナンス研究会の継続的開催
- 国内機関投資家の多様な商品への投資促進に向けた環境整備
- DCの普及・促進に向けた検討

(WG報告書提言)

- 高度金融人材育成施設の誘致、設立
- 運用人材の確保
- 資産運用会社のフィデューシャリー・デューティーの実践
- 投資信託のグローバル化
- FinTechビジネスの推進

中長期的な資産形成に資する商品提供

(WG報告書提言)

- 中長期的な資産形成に資する商品の組成・販売の推進等
- NISA及びジュニアNISAの恒久化及び拡充並びに確定拠出年金の利用促進
- 金融リテラシーの向上

**アジアナンバーワン
国際金融センター**

市場の活性化

(懇談会報告書提言)

- 株式/ETF・ETN市場
コーポレートガバナンスコードの普及・定着
ETF/J-REIT/インフラファンド等多様な商品の上場
- 債券市場
社債市場の活性化に向けた継続検討
債券市場フォーラムの開催
- デリバティブ市場
個人投資家への金融教育の推進
新規市場・商品育成の業界全体の意識改革
- プロ向け市場・決済インフラ
プロ向け市場の活用と投資の促進
国債T+1化、株式T+2化

ビジネス・生活環境の整備

(懇談会報告書提言)

- 英語による情報発信
- 海外への情報発信の強化
- 新興市場支援の拡充・官民連携強化
- 国際会議・拠点の開催・誘致
- 投資と成長の生まれる街づくり協議会との連携
(日本橋兜町・茅場町再開発)

(WG報告書提言)

- 新規資産運用会社等の参入促進
- ミドル・バックオフィスの合理化・効率化
- 兜町への資産運用業の集積

3. 懇談会・WG報告書の提言項目に係る検討・取組状況

(1) 資産運用業の強化

提言項目	検討・取組状況等
<p>資産運用業の海外調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、「資産運用業に係る海外動向等の調査部会」を設置し、諸外国の投資信託の状況・制度・税制等の調査・検討を実施。2017年5月、中間報告
<p>外国政府・公的機関のロードショー支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、2016年以降、アイルランドファンドセミナー、ALFI(ルクセンブルクファンド協会)アジアロードショー等、海外関係機関によるロードショーへの支援を実施
<p>投資信託の国際的な課題・動向に関するシンポジウムの開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、2016年10月、日証協及び日経と共催で、国内外の投信業界首脳を招いた公開セミナー「グローバル時代の投資信託」を開催
<ul style="list-style-type: none"> 「日本版スチュワードシップ・コード」の普及・定着に向けた取り組み 拡大版コーポレートガバナンス研究会の継続的開催 資産運用会社のフィデューシャリー・デューティーの実践 	<ul style="list-style-type: none"> 顧問協では、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2015年及び2016年に「日本版スチュワードシップ・コードへの対応等に関するアンケート」を実施、その結果を公表。同様の取組みを継続予定 ➢ 「拡大版コーポレートガバナンス研究会」を継続開催 投信協では、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「資産運用業に係る海外動向等の調査部会」において、欧米の投資信託のガバナンスについて調査・検討を実施。2017年5月、中間報告 ➢ 「資産運用業強化委員会」及び「ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会」を設置して、証券投資法人の活用及び投資信託の併合・償還の円滑な実施等に向けた検討を行い、2017年5月、同検討小委員会の検討内容を強化委員会に中間報告 ➢ 強化委員会において、2017年5月、投資信託が中長期資産形成の中核的商品として信頼を得るため、投信会社の取組みとして「投資信託の信認のための行動憲章」を策定 ➢ 各投信会社の信頼性向上に向けた取り組みについて、2017年2月より同協会HPIにて公開開始

3. 懇談会・WG報告書の提言項目に係る検討・取組状況

(1) 資産運用業の強化

提言項目		検討・取組状況等
国内機関投資家の多様な商品への投資促進に向けた環境整備		<ul style="list-style-type: none"> JPXでは、2017年1月、年金基金の運用高度化をテーマとしたシンポジウムを開催 JPX(東証)では、プロ向け債券市場「TOKYO PRO-BOND Market」のPRを継続
DCの普及・促進に向けた検討		<ul style="list-style-type: none"> 日証協及び投信協では、改正確定拠出年金法における「指定運用方法の選定基準」及び「運用商品の提供数の上限設定」等について、厚労省に要望書提出等の働き掛け
高度金融人材育成施設の誘致、設立		<ul style="list-style-type: none"> 海外資産運用会社や高度金融人材の誘致等を目的として、平和不動産等が国際資産運用センター推進機構(以下「JIAM」)を設立。日証協、投信協、顧問協及びJPXは特別会員として参画 東京都の「国際金融都市・東京のあり方懇談会」において高度外国人材生活環境等について検討中
運用人材の確保		
投資信託のグローバル化	ARFP制度の促進	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、「ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会」において、ARFP制度を利用した国内投信の海外輸出、投信実務の合理化等に向けた検討を行い、2017年5月、「資産運用業強化委員会」に中間報告 2017年4月、日証協及び投信協では、ARFP参加国による対面会合に参加し、意見交換を実施
	基準価額算定業務の見直し	
FinTechビジネスの推進		<ul style="list-style-type: none"> 日証協では、日本証券経済研究所に「証券業界とFinTechに関する研究会サーベイグループ」を設置し、2017年1月、サーベイの結果を公表。2017年6月、日本証券経済研究所に「証券業界とFinTechに関する研究会」を設置

3. 懇談会・WG報告書の提言項目に係る検討・取組状況

(2) 各市場の活性化

提言項目		検討・取組状況等
株式/ETF・ETN市場	コーポレートガバナンスコードの普及・定着	<ul style="list-style-type: none"> JPX(東証)では、2016年2月、金融庁と共同で「<u>スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議</u>」において意見書を取りまとめコードへの対応状況を半年毎に取りまとめて公表
	ETF/J-REIT/インフラファンド等多様な商品の上場	<ul style="list-style-type: none"> JPXでは、新指数の開発を含め、多様なアセットクラスを対象とする<u>ETFの拡充や新規プロバイダーの参入支援、J-REIT市場への上場の積極的な支援及びインフラファンドの上場のための制度整備</u>を実施。個人投資家層の拡大に向けたセミナー開催、冊子発刊及び特設サイトを開設
債券市場	社債市場の活性化に向けた継続検討	<ul style="list-style-type: none"> 日証協では、2015年3月、<u>社債権者補佐人制度を創設</u>、2015年11月、<u>社債の取引情報の報告・発表制度を開始</u> 保振では、2016年4月、<u>社債権者情報伝達サービスを開始</u>
	債券市場フォーラムの開催	<ul style="list-style-type: none"> 日証協では、2016年5月、<u>「社債市場の活性化に向けたフォーラム」を開催</u>
デリバティブ市場	個人投資家への金融教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> JPX(大阪取引所)では、<u>「デリバティブ投資家層の裾野拡大に向けた勉強会」を日証協と共同開催</u>し、2016年7月、<u>報告書を公表</u> 初心者向けウェブサイト「<u>北浜博士のデリバティブ教室</u>」の充実、<u>先物・オプション売買体験ツールによる啓蒙活動、セミナーの開催及び冊子を発刊</u>
	新規市場・商品育成の業界全体の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> JPX(大阪取引所)では、2016年7月、<u>新たに4つのデリバティブ商品を提供開始</u>し、併せて<u>取引時間を延長</u>して取引機会の提供機能を強化 新商品について、<u>マーケットメイカー制度の策定及び流動性供給者に対する参加の働き掛け</u>を実施

3. 懇談会・WG報告書の提言項目に係る検討・取組状況

(2) 各市場の活性化

提言項目		検討・取組状況等
プロ向け市場・決済インフラ	プロ向け市場の活用と投資の促進	<ul style="list-style-type: none"> JPXでは、内外の発行体・機関投資家におけるTOKYO PRO-BOND Marketのさらなる認知度向上を目指し、市場関係者と協働してプロモーションを展開 ASEAN+3債券共通発行フレームワーク(AMBIF)への積極的貢献を通じ、アジア域内全体の債券市場の整備・振興に向けて取り組む方針
	国債T+1化	<ul style="list-style-type: none"> 日証協では、2017年2月、総合運転試験(RT)に関する「実施手順書」を取りまとめるとともに、国債T+1化の実施予定日を2018年5月1日と決定
	株式T+2化	<ul style="list-style-type: none"> 日証協等では、2016年6月、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」における最終報告書を公表し、株式T+2化の実施目標時期を2019年中なるべく早い時期と決定

3. 懇談会・WG報告書の提言項目に係る検討・取組状況

(3) 中長期的な資産形成に資する商品の提供

提言項目		検討・取組状況等
中長期的な資産形成に資する商品の組成・販売の推進等	投信会社の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、2017年2月、<u>顧客本位の業務運営に関する原則に係る説明会を開催</u> 投信協では、2017年2月、<u>積立投資した場合のパフォーマンス等を計算する機能を投信総合検索ライブラリーで提供開始</u> 投信協では、2017年5月、<u>「投資信託の信認のための行動憲章」を策定</u>
	販売会社の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 日証協では、2017年2月、3月、<u>顧客本位の業務運営に関する原則に係る説明会を全国にて開催</u> <u>2017年度の日証協の研修計画・監査計画に本原則に係る項目を追加</u>
NISA及びジュニアNISAの恒久化及び拡充並びに確定拠出年金の利用促進	普及・促進広報等	<ul style="list-style-type: none"> 日証協及び投信協では、<u>NISA、ジュニアNISA及びiDeCoに関する各種広告の実施及びセミナーを開催</u> 投信協では、<u>NISA、ジュニアNISA、確定拠出年金制度について</u>、2017年3月、<u>投資者等へのアンケート調査を実施</u> 日証協及び投信協では、2016年7月、iDeCoの普及及び利便性向上のための加入手続き簡素化等の事務改善の推進等を目的として設置された<u>「確定拠出年金普及・推進協議会」に参画</u>

3. 懇談会・WG報告書の提言項目に係る検討・取組状況

(3) 中長期的な資産形成に資する商品の提供

提言項目		検討・取組状況等
<p>NISA及びジュニアNISAの恒久化及び拡充並びに確定拠出年金の利用促進</p>	<p>関係当局への働きかけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日証協等では、<u>NISA及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化、確定拠出年金の特別法人税の撤廃等を要望</u> 日証協及び投信協では、改正確定拠出年金法における<u>「指定運用方法の選定基準」及び「運用商品の提供数の上限設定」</u>等について、<u>厚労省に要望書提出</u>等を実施
<p>金融リテラシーの向上</p>		<ul style="list-style-type: none"> 日証協では、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2016年7月、<u>金融・証券インストラクター制度を新設。インストラクターを派遣、全国各地で講座を実施</u> ➢ 2016年10月及び2017年2月、<u>学習指導要領改訂について意見書等を提出</u>（2017年3月、中学校指導要領告示） ➢ 2017年2月、経済・金融・証券に関する<u>教員向けメールマガジンの定期配信を開始</u> ➢ 2017年3月、<u>動画コンテンツを制作・公開</u>。2017年4月、<u>副教材の提供を開始</u>

3. 懇談会・WG報告書の提言項目に係る検討・取組状況

(4) ビジネス・生活環境の整備

提言項目	検討・取組状況等
英語による情報発信	<ul style="list-style-type: none">日証協、投信協、顧問協及びJPXでは、<u>英文HPの見直し・内容拡充、英語による各種統計・説明資料の作成等を実施</u>
海外への情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none">日証協では、日本市場のプロモーションを目的として、2016年3月、<u>米国ニューヨーク</u>、2017年3月、<u>英国ロンドンにおいて日本証券サミットを開催</u>
新興市場支援の拡充・官民連携強化	<ul style="list-style-type: none">日証協では、アジア等の<u>自主規制機関・規制当局の役職員及び市場関係者等に対してセミナー・研修を実施</u>
国際会議・拠点の開催・誘致	<ul style="list-style-type: none">投信協では、2016年10月、<u>国際投資信託会議及び国際投資信託協会年次総会を大阪において主催</u>JPXでは、<u>社会的責任投資に関する国際会議「RIアジア」</u>等を日本で開催
兜町への資産運用業の集積 (投資と成長の生まれる街づくり協議会との連携)	<ul style="list-style-type: none">海外資産運用会社や高度金融人材の誘致等を目的として、<u>平和不動産等がJIAMを設立。日証協、投信協、顧問協及びJPXは同法人に特別会員として参画</u>

3. 懇談会・WG報告書の提言項目に係る検討・取組状況 (4)ビジネス・生活環境の整備

提言項目	検討・取組状況等
新規資産運用会社等の 参入促進	<ul style="list-style-type: none">顧問協では、2017年4月、米国の大手公的年金による「<u>新興運用者育成プログラム</u>」<u>実態調査を実施</u>
ミドル・バックオフィスの 合理化・効率化	<ul style="list-style-type: none">投信協では、2017年5月、業務の外部委託の合理化、効率化について検討を行い、「<u>資産運用業強化委員会</u>」に<u>中間報告</u>

4. 今後の対応等

- 関係機関では報告書の提言項目について、引き続き鋭意検討・取組みを進める。
- 東京都「国際金融都市・あり方懇談会」等における議論も踏まえ、東京都・政府等とも必要に応じて連携していく。
- 本懇談会・WGでは関係機関の検討・取組状況等について引き続き必要に応じフォローアップを行う。

「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」報告書及び「資産運用等に関するWG」報告書の提言に係る取組状況等

2017年6月12日

1. 「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」報告書の提言に係る取組状況等

項目	主体	報告書の提言	これまでの取組状況等
業界における取組み			
1. 資産運用業の強化			
資産運用等に関するワーキング・グループの設置	日証協、顧問協、投信協	<ul style="list-style-type: none"> 本懇談会において掲げられた資産運用業に関する課題等やこれまでの政府等による投資信託の普及・利用促進に向けた提言等を踏まえ、我が国の資産運用業の強化を図るとともに、投資家の中長期的な資産形成につながる投資商品の提供のための方策について、証券界・資産運用業界として業界横断的な検討を行うため、本懇談会の下に「資産運用等に関するワーキング・グループ」を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 2015年9月、本懇談会の下に「資産運用等に関するワーキング・グループ」を設置して、本報告書報告書で掲げられた課題等について検討を行い、同WGでは、2016年9月、検討結果を報告書として公表（報告書の内容及びその取組状況は、2.「資産運用等に関するワーキング・グループ」報告書の提言に係る取組状況等を参照）。
資産運用業の海外調査	投信協	<ul style="list-style-type: none"> 投信協は、「資産運用等に関するワーキング・グループ」と連携しつつ、グローバルなファンドの組成促進や投資信託の業務効率向上に係る諸問題の見直しに向けて、世界の資産運用業の動向を的確に把握し、日本の資産運用業のパフォーマンスと競争力の向上、日本の投資信託の国際的魅力を高める取組みを促す。 	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、2015年10月、理事会の下に「資産運用業に係る海外動向等の調査部会」を設置し、業界及び各社におけるベスト・プラクティスの追求に向けた検討・取組みの参考となるよう、米国・欧州・アジア地域等の資産運用業の動向について包括的な意見交換を行い、諸外国の投資信託の状況や制度、税制等について調査・検討を行っている。2017年5月、これまでの調査結果を中間報告として理事会に報告し、その後、会員会社に情報還元を行った。 また、中間報告の要旨と「投資信託のガバナンス」についての中間報告を、HPに公開。
外国政府・公的機関のロードショー支援	投信協	<ul style="list-style-type: none"> 投信協は、我が国以外の国・公的機関等が我が国で開催する資産運用に関するロードショー等の支援を行い、連携を深度あるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、2016年以降において、以下の活動を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ①アイルランドファンドセミナー <ul style="list-style-type: none"> 主催：アイルランドファンド協会（if） テーマ：金融規制最新動向、規制強化環境における実務的な対応 日時：2016年8月24日 会場：パレスホテル東京 投信協会の対応：会長による歓迎スピーチ、会員に対する開催案内 ②ALFI アジアロードショー <ul style="list-style-type: none"> 主催：ルクセンブルクファンド協会（ALFI） テーマ：金融規制動向、BrexitとEU規制・税務、投資家保護、投資信託市場の最新動向 等 日時：2017年1月11日 会場：コンラッド東京

項目	主体	報告書の提言	これまでの取組状況等
			投信協会の対応：副会長による歓迎スピーチ、会員に対する開催案内
投資信託の国際的な課題・動向に関するシンポジウムの開催	投信協	<ul style="list-style-type: none"> 投信協は、2016年10月、「国際投資信託会議」を日本で開催することを予定しているが、この機会をとらえ、会議参加のため来日する各国投資信託業界首脳らを招聘し、世界において重要性が高まっている資産運用業及び投資信託について知見を得るシンポジウムを、日証協ほか関係機関とともに、東京において開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、2016年10月21日、日証協、日本経済新聞社との共催で、投資信託及び資産形成の重要性等について理解を深めることを目的に、公開セミナー「グローバル時代の投資信託」を開催した。アメリカ・ヨーロッパ・ルクセンブルク・オーストラリアの各投信協会首脳、アメリカの学識経験者、日本の運用会社及び証券会社首脳によりパネルディスカッションが行われ、活発な討議が行われた。当日は一般・業界関係者・海外の投資信託関係者合わせて約500名が参加した（セミナーの概要は、2016年11月16日付の日本経済新聞朝刊に編集特集として掲載された。）。
「日本版スチュワードシップ・コード」の普及・定着に向けた取り組み	顧問協	<ul style="list-style-type: none"> 顧問協は、会員の日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明状況及び会員の体制整備等の調査を行うことを目的とし、2014年10月に「日本版スチュワードシップ・コードの対応等に関するアンケート」を実施し、同年12月にアンケート結果を公表した。同協会は、更なる普及・定着を図るべく、同様の取組みを継続的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 顧問協では、2014年に引き続き、2015年に「日本版スチュワードシップ・コードへの対応等に関するアンケート（第2回）」、2016年に「日本版スチュワードシップ・コードへの対応等に関するアンケート（第3回）」を実施し、アンケート結果はHPへの掲載を通じて公表。同協会では、更なる普及・定着を図るべく、引き続き、同様の取組みを継続的に行っていく予定。
拡大版コーポレートガバナンス研究会の継続的開催	顧問協	<ul style="list-style-type: none"> 顧問協は、「拡大版コーポレートガバナンス研究会」において、資産運用業の在り方等を含め、幅広く議論を行っている。2015年度は、「競争力の強い資産運用会社を目指すための戦略」を同研究会のテーマとして議論を進めているところであり、今後もこれを継続的に開催していく。あわせて、議論内容等について外部発信を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 顧問協では、2015年度は「競争力の強い資産運用会社を目指すための戦略」をテーマに計4回開催。また、2016年度は「アセットオーナーとして果たすべき役割とアセットオーナーから見たアセットマネジャーへの期待」をテーマに計5回開催。議論の内容・資料については、HPを通じて紹介。
国内機関投資家の多様な商品への投資促進に向けた環境整備	事務局各団体	<ul style="list-style-type: none"> 事務局各団体は、社債、デリバティブ商品等の一部の商品について投資家が限定されている現状を踏まえ、国内機関投資家による投資が進むよう、環境整備に努めるとともに、国内機関投資家の運用方針の柔軟化等に向け、働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「資産運用等に関するワーキング・グループ」では、2016年3月、GPIF水野理事兼CIOを招き、GPIFの最近の取組み（運用戦略の多様化）等について意見交換を行った。 JPXでは、2017年1月、（公財）年金シニアプラン総合研究機構と共同で、年金基金向けの運用高度化をテーマとしたシンポジウムを開催。また、国内機関投資家の個別訪問等を通じ、デリバティブ商品利用の働きかけを継続的に実施。 JPX（東証）のプロ向け債券市場「TOKYO PRO-BOND Market」では、英文開示の許容やプログラム上場（発行体の財務情報や当年の起債予定額を事前登録することで、機動的かつ柔軟な債券発行を可能とする仕組み）といった特色ある機能を活用、従前日本市場にアクセスのなかった海外発行体を含むより多様なクレジットを上場し、日本市場における投資ラインナップの多様化に貢献。東京都による米ドル建て債券上場などを契機とし、市場のPRを継続中。

項目	主体	報告書の提言	これまでの取組状況等
			<ul style="list-style-type: none"> 日証協では、2015年3月、社債権者をサポートする実務上の仕組みとして、社債権者補佐人制度を創設。同制度の普及・利用促進を図るため、2016年8月、同制度に係る社債要項や業務委託契約の規定等を取りまとめて公表。
DCの普及・促進に向けた検討	日証協、投信協	<ul style="list-style-type: none"> 日証協は、投信協と連携し、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」において、DCの普及・促進に向けた課題等について引き続き検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 日証協では、2016年4月及び2017年3月、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」における「指定運用方法の選定基準」及び「運用商品の提供数の上限設定」等に係る要望書を取りまとめ、厚生労働省等へ提出するとともに、2017年3月10日に開催された社会保障審議会 企業年金部会の「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」で要望書の概要等についてプレゼンテーションを行った。 投信協では、資産運用業強化委員会の下に設置した「中長期的資産形成等に係る検討小委員会」において、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」における「指定運用方法の選定基準」及び「運用商品の提供数の上限設定」等の具体的な内容について、DCの更なる普及・拡充という観点から要望書を取りまとめ、厚生労働省に提出するとともに、2017年3月10日に開催された社会保障審議会 企業年金部会の「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」に検討小委員会の委員長、委員長代理が出席し、要望書の概要等についてプレゼンテーションを行った。 日証協及び投信協では、2016年7月、iDeCoの普及及び利便性向上のための加入手続き簡素化等の事務改善の推進等を目的として設置された「確定拠出年金普及・推進協議会」に参画。
2. 各市場の活性化に向けた取組み 株式/ETF/ETN市場			
コーポレートガバナンス・コードの普及・定着	JPX	<ul style="list-style-type: none"> JPXは、2015年6月1日から東証においてコーポレートガバナンス・コードに係る改正規則が施行されたことを踏まえ、コーポレートガバナンス・コードに対する上場企業の円滑な対応を支援するための周知活動やコードへの対応状況等に関する情報発信を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> JPX（東証）では、2015年9月より、上場会社全体のコーポレートガバナンスの更なる充実のため、金融庁と共同で「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を開催。同会議において、2016年2月に、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方について意見書を取りまとめて公表。また、2015年12月、2016年7月、2016年12月時点のコードへの対応状況を取りまとめて公表
ETF/J-REIT/インフラファンド等多様な商品の上場	JPX	<ul style="list-style-type: none"> JPXは、国際金融センターとして、我が国のETF/J-REIT市場がアジアの中核たる市場としての地位を確立していくため、投資家が取引をしたいと望むような多様な魅力あるETF/J-REITの組成と上場に取り組んでいく。具体的には、多様なアセットクラスのETFやヘルスケアREIT、インフラファンドの上場促進に向けた取組みを推進する。加えて、投資家層の 	<ul style="list-style-type: none"> JPXでは以下のとおり、多様な商品の上場と普及に向けた取組みを積極的に推進中。 (ETF) ➤ 新指数の開発を含め、多様なアセットクラスを対象とするETFの拡充や新規プロバイダーの参入支援に注力。この一年間において、受益権保有者数28万人増、上場純資産額6.5兆円増。JPX日経中小型

項目	主体	報告書の提言	これまでの取組状況等
		厚みの拡大に向けて、ETF/J-REIT市場の個人投資家層の拡大に向けた普及活動を推進していく。	<p>株指数やJPX/S&P 設備・人材投資指数等の新指数でのETF組成も実現。</p> <p>(J-REIT)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ヘルスケア REIT については、2017 年 4 月末までに 3 銘柄が上場。その他種類の REIT を含め、J-REIT 市場への上場を積極的に支援しており、時価総額合計は約 11 兆円超に到達（4 月末現在）。 <p>(インフラファンド)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 2015 年 4 月、インフラファンドの上場のための制度整備を実施。これまでに 3 銘柄が上場。 <p>(個人投資家層の拡大に向けた普及活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ETF/REIT に焦点を当てたセミナーの開催、「ETF まるわかり！徹底活用術 2017」等の冊子発刊のほか、ETF を中心とした資産形成に関する情報を発信する特設サイト「東証マネ部！」を開設するなど、個人投資家層への情報発信を強化。
債券市場			
「社債市場の活性化に関する懇談会」における継続検討	日証協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日証協は、「社債市場の活性化に関する懇談会」において取組みが進められている価格情報の拡充や社債権者保護のための新たな枠組みについて、確実な実施に努め、また、これらの制度が利用されるよう普及、周知活動等を引き続き進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日証協では、2015 年 11 月、社債の取引情報の報告・発表制度を開始。 ・ 保振では、2016 年 4 月、社債権者への情報伝達サービスを開始。 ・ 日証協では、2015 年 3 月、相対的に信用リスクが高い発行体の起債促進等のため、社債権者をサポートする実務上の仕組みとして、社債権者補佐人制度を創設。同制度の普及・利用促進を図るため、2016 年 8 月、同制度に係る社債要項や業務委託契約の規定等を取りまとめて公表。
債券市場の活性化に向けたフォーラムの開催	日証協等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日証協は、これまでの「社債市場の活性化に関する懇談会」における取組みを踏まえ、社債市場の現状・課題、クレジット市場の活性化策及び国際的な債券市場に係る議論等について、広く市場関係者において情報・意見交換をする場として、債券市場の活性化に向けたフォーラムの開催を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日証協では、2016 年 5 月、社債市場の現状や社債市場の活性化に向けたこれまでの取組み、マイナス金利導入が社債市場へ与える影響等について市場関係者で情報交換する場として「社債市場の活性化に向けたフォーラム」を開催。
デリバティブ市場			
個人投資家への金融教育の推進	JPX等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人投資家が中長期的な視点からの資産運用を行っていくにあたり、多様な資産運用手段とリスク管理手法を活用していくことは重要と考えられる。多様な資産運用手段とリスク管理手法を有効に活用するためにも、デリバティブ取引に関して正しい知識と理解を持つことは重要であり、JPXをはじめ業界全体として、セミナー等を通じた個人投資家に対する普及活動に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JPX（大阪取引所）は日証協と共同で、2016 年 4～7 月にかけて、国内大手証券 3 社及びオンライン証券 5 社をメンバーとして「デリバティブ投資家層の裾野拡大に向けた勉強会」を 3 回にわたり開催。論点整理及び意見交換を行い、報告書を公表。当該報告書における論点への対応を中心とした取組みを実施。 ・ JPX（大阪取引所）では、ウェブでの初心者向けサイト「北浜博士のデリバティブ教室」の充実と先物・オプション売買体験ツールによる啓蒙活動（先物・オプション シミュレーター：登録者数 6,000 名強）を実施。また、デリバティブに焦点を当てたセミナーの開催や冊子の発刊

項目	主体	報告書の提言	これまでの取組状況等
			による情報発信を推進。
新規市場・商品の育成に係る業界全体の意識の改革	J P X 等	<ul style="list-style-type: none"> 金融資本市場の国際的地位の拡大及び投資家の運用手法の多様化の実現のためには、デリバティブ市場において「流動性のある」「多様な商品」を揃えていくことが必要である。例えば、上場デリバティブ市場については、J P X は、多様な商品提供や流動性向上への施策に取り組むとともに、証券会社や資産運用会社をはじめ業界全体として、デリバティブ市場の育成等の観点も踏まえ、機関投資家等における利用拡大に向けて取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> J P X（大阪取引所）では、2016年7月、新たに4つのデリバティブ商品（マザーズ先物等）を提供開始し、併せて取引時間を延長（午前3:00-5:30及び8:45-9:00）し取引機会の提供機能を強化。新商品について、マーケットメイカー制度の策定及び流動性供給者に対する参加の働き掛けを実施。 これに先立ち、証券会社や投資家の多種多様な業態・属性に応じたアプローチを強化するため、デリバティブ市場営業部を新設し、国内ホールセール、リテール、海外投資家といった属性別の営業チームを編成。
プロ向け市場・決済インフラ			
プロボンド市場の活用と投資の促進	J P X	<ul style="list-style-type: none"> J P X は、プロ向け市場を国際色のある市場としていくため、引き続き、発行体によるプロボンド市場の活用を促すよう、プロモーション活動を推進していく。 	<ul style="list-style-type: none"> J P X では、内外の発行体・機関投資家における TOKYO PRO-BOND Market のさらなる認知度向上を目指し、市場関係者と協働してプロモーションを展開。ASEAN+3 債券共通発行フレームワーク（AMBIF）への積極的貢献を通じ、TOKYO PRO-BOND Market を含むアジア域内全体の債券市場の整備・振興に向けて取り組む方針。
国債の T+1 化の実現に向けた検討	日証協等	<ul style="list-style-type: none"> 日証協は、国債の決済期間短縮化について、関係機関と連携し、2018年度上期の T+1 化の実現に向けて、必要となる規制上の手当て及び市場慣行の見直し等の検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」において、国債取引の決済期間 T+1 化に向けて、2017年2月、総合運転試験（RT）に関する「実施手順書」を取りまとめるとともに、T+1 化等の実施予定日を 2018年5月1日に決定した旨を公表する等、必要な検討を行っている。
株式の T+2 化に関する検討	東証、J S C C、日証協等	<ul style="list-style-type: none"> 日証協、東証及び J S C C が共同事務局を務める「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」において、日本における株式等の決済期間短縮（T+2）について、市場関係者と連携し必要な検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」において、株式等 T+2 化の実現に向けた検討を進め、2015年12月、中間報告書、2016年6月、最終報告書を公表。T+2 化の目標時期を「2019年中のなるべく早い時期」とし、最終報告書で引き続き検討を行うとした課題への検討を行っている。
3. その他（ビジネス・生活環境）			
英語による情報発信の強化	事務局各団体	<ul style="list-style-type: none"> 事務局各団体は、日本の金融・資本市場の魅力を海外に一層強力に発信する観点からも、国際金融センターに向けた取組みに関する活動及び海外投資家等に関連が深いと考えられる情報等について、引き続き、可能な限り日本語での情報発信と同様のレベル感及びタイミングによる英語での情報発信に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 本懇談会報告書及び資産運用等に関するワーキング・グループ報告書の英訳版を作成・公表。 日証協では、2016年3月、英文 HP の全面リニューアルを行い、海外利用者向けに日本市場の魅力を伝えるパンフレット、証券市場や業界の主要統計を掲載した Fact Book、日本の規制や制度改正への取組みを取りまとめた資料・FAQ を掲載する等、発信情報を拡充。 投信協では、2017年内を目途に、定款及び入会関係の諸規則等を英訳し、HP にて公開することを予定。 投信協では、2015年7月より国内籍投資信託の現況を海外投資家等にも容易に理解して貰うことを目的として、英語表記を付記した「投資信

項目	主体	報告書の提言	これまでの取組状況等
			<p>託の主要統計ファクトブック」を取りまとめて公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投信協では、国内投資家の投資信託に対する意識等を調査することを目的として、インターネットを利用して行っている全国調査「投資信託に関するアンケート調査」の結果について、2016 年実施調査より、2017 年 2 月から英文による公開を開始。 ・ 顧問協では、日本版スチュワードシップ・コード等に関する英語版情報を海外の関係各団体へ通知。また、英文 HP の内容の拡充等を検討中。 ・ J P X では、英文 HP やパンフレット等により、商品や制度について英語での継続的な情報提供を実施。また、海外で開催される各種イベント等への出展や海外投資家へのアプローチにより、日本の金融・資本市場の魅力発信に努力。 ・ J P X（東証）では、英文による会社情報を幅広く周知し、海外の投資家等が容易に当該情報を入手できるようにする「東証英文資料配信サービス」（2011 年 7 月開始）を提供し、上場会社による英語での情報発信を支援。
海外への情報発信の強化	日証協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日証協は、国際金融センターとしてのプレゼンスを一層向上させるため、日本証券サミット等の海外でのプロモーション・イベント開催や英語による情報提供の充実等を通じ、海外の市場関係者を意識した東京市場の魅力の周知と活性化に向けた活動を引き続き推進・強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日証協では、日本市場の海外プロモーションのために、2016 年 3 月、米国ニューヨークにおいて、2017 年 3 月、英国ロンドンにおいて、日本証券サミットを開催するとともに、2016 年 3 月、カナダ トロントにおいて、2017 年 3 月、ルクセンブルクにおいて、日本証券市場セミナーを開催。
新興市場支援の拡充・官民連携の強化	日証協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日証協は、関連諸機関とも連携し、経済成長が著しい新興国に対し、その成長を支える資本市場の整備に向けて、日本の知見と経験を活かした技術的支援の活動を引き続き推進・強化する。また、今後、機能強化に向け改組が予定されている「グローバル金融連携センター（仮称）（現アジア金融連携センター）」（金融庁に設置）との連携を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日証協では、アジア諸国の証券市場自主規制機関・規制当局等の役職員を東京に招き、「アジア証券人フォーラム（ASF）東京ラウンドテーブル」を毎年開催。 ・ 日証協では、JICA のプロジェクトを通じ、ベトナム、モンゴルの規制当局・市場関係者に対して、資本市場の機能向上のための支援を継続的に実施。 ・ 日証協では、2016 年 11 月、アスタナ国際金融センター（カザフスタン）、モンゴル証券業協会（MASD）との間で、情報交換・業務協力に関する覚書（MOU）を締結。 ・ 日証協では、2017 年 3 月、金融庁のグローバル金融連携センターの研究員に対して、日証協の活動等に関する研修を実施。
国際金融に関する会議・拠点等の開催・誘致	事務局各団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局各団体は、国際金融関係の各種会議、コンファレンス等につき、積極的な開催・誘致に努める。この点、投信協では、2016 年 10 月、投資信託の国際的な課題・動向に関するシンポジウムや国際投資信託会議を日本で開催することを予定しており、各国の投資信託業界との交流を深め、日本の資産運用業界の取組みに 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017 年 4 月、東京に IFIAR 事務局が開設。東京誘致にあたり、日証協、投信協及び顧問協等では、2015 年 8 月、金融庁等の誘致活動を支持する旨、共同声明等を発表。 ・ 投信協では、2016 年 10 月 24 日～26 日、第 30 回国際投資信託会議及び国際投資信託協会年次総会を主催協会として大阪において開催。本会議

項目	主体	報告書の提言	これまでの取組状況等
		<p>ついて、海外における理解を深める。</p> <p>また、金融庁及び公認会計士・監査審査会が立候補している監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）恒久的事務局の東京への誘致についても積極的に支援する。</p>	<p>では、国際投資信託協会 30 周年という記念すべき節目を迎えることから、「過去 30 年を振り返りつつ、将来の投資信託及び資産運用業界を展望する」という会議全体のテーマを設定し、スピーカー及びパネリストとしてアメリカの学識経験者、国際機関関係者、世界各国の資産運用業界首脳等、多彩なゲストを招聘し、各国投信協会首脳とともに、2 日間にわたり活発な討議が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J P X では、2016 年 1 月、アジア・太平洋地域の 19 取引所が加盟する取引所連合（AOSEF）のワーキング・コミッティを開催。 ・ J P X では、2017 年 4 月、社会的責任投資に関する世界最大級の国際会議である「RI アジア 2017」を開催。日本での開催は 4 回目。 ・ J P X（日本取引所自主規制法人）では、2018 年 3 月、アジア地域の取引所及び自主規制機関の売買審査担当者による「アジア・サーベイランス・フォーラム」を開催予定。
<p>「投資と成長が生まれる街づくり協議会」との連携</p>	<p>懇談会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本懇談会では、日本橋兜町・茅場町地域の再活性化にあたって設置された「投資と成長が生まれる街づくり協議会」の中間提言を踏まえた平和不動産における新興資産運用会社の支援、運用会社向けプラットフォーム機能の提供（バックオフィス業務等の共通業務を受託する機関の誘致等）、投資家と企業の対話拠点の整備（多様な I R 設備の設置）等の取組みと連携し、資産運用業強化のためのビジネス環境の整備を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2016 年 10 月、海外資産運用会社や高度金融人材の誘致等を目的として、平和不動産等が一般社団法人「国際資産運用センター推進機構（JIAM）」を設立。日証協、投信協、顧問協及び J P X では、同法人に特別会員として参画。同法人等を通じて兜町再開発プロジェクト等に引き続き必要な協力を行っていく予定。
<p>政府・都に要望すべき取組み</p>			
<p>税制改正</p>		<ol style="list-style-type: none"> ① N I S A 及びジュニア N I S A の恒久化、拡充及び簡素化 ② D C に係る特別法人税の撤廃 ③ D C の拠出限度額の水準の引上げ ④ 金融資産の世代間移転の促進に資する環境整備（上場株式等の相続税評価額の見直し等） ⑤ 金融商品に係る損益通算範囲のデリバティブ取引への拡大 ⑥ その他、東京国際金融センターの実現に資する税制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日証協等では左記項目について税制改正要望を行った。

項目	主体	報告書の提言	これまでの取組状況等
行政における英語対応の強化 大学や大学院における人材育成 海外金融機関の東京市場での金融ビジネス展開に対する柔軟な金融監督行政等の推進 外国人が暮らしやすい生活環境の整備 資産運用業育成のための国家戦略特区の活用等 日本版「新興運用者育成プログラム」の創設 公的年金の運用報酬体系の変更			<ul style="list-style-type: none"> ・ 投信協、顧問協及び日証協では、東京都・金融庁・民間事業者等により構成される「海外金融系企業の誘致促進等に関する検討会」に参加。東京都では検討結果を踏まえ、2016年12月、海外金融系企業誘致促進等に向けた当面の対応を取りまとめて公表し、以下の取組み等を実施、関係各所と協議中。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 2017年4月より金融ワンストップ支援サービスの提供 ➤ 2017年度前半をめどに海外金融系企業の日本市場進出の円滑化のため、英語解説書を作成 ➤ 高度金融人材誘致促進に資する在留資格特例 ➤ 外国人医師の特例（医療提供対象の拡大等） ➤ インターナショナルスクール誘致等 ・ 東京都では、「国際金融都市・東京のあり方懇談会」において以下の事項について引き続き検討中。2017年5月、懇談会の議論を中間取りまとめ。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ Regulatory Sandboxの整備 ➤ 高度外国人材生活環境の向上 ➤ 行政手続きの英語対応や相談体制整備 ➤ 高度金融人材輩出のための投資教育 ➤ 新興資産運用業者の育成（EMP、投資運用プラットフォーム等）等

2. 資産運用等に関するワーキング・グループ報告書の提言に係る取組状況等

項目	主体	報告書の提言	これまでの取組状況・今後の予定
1. 資産運用業の運用力の強化及び信頼向上に向けた課題と取組み			
高度金融人材育成施設の誘致、設立	関係団体	<ul style="list-style-type: none"> 高度金融人材育成施設の誘致及び設立に向けた取組みに関しては、兜町再開発プロジェクトにおいて、資産運用業を集積するための取組みの一環として、高度金融人材教育施設の整備が検討されており、関係団体においては必要に応じ同プロジェクトをサポートする。 	<ul style="list-style-type: none"> 平和不動産等では、2016年10月、海外の資産運用会社や高度金融人材の誘致、我が国資産運用会社等の起業促進等の推進主体として一般社団法人「国際資産運用センター推進機構（JIAM）」を設立。日証協、投信協、顧問協及びJPXでは同法人に特別会員として参画。同法人等を通じて兜町再開発プロジェクトに必要な協力を行っていく予定。
運用人材の確保	各資産運用会社等	<ul style="list-style-type: none"> 資産運用業における運用力強化の一環として、内外の高度金融人材を確保するに当たり、以下の取組みを進める。 <ul style="list-style-type: none"> ① 各資産運用会社は、多彩な運用社の育成を図り、外部から人材の登用を行う場合に備えて、プロフェッショナルを処遇できるキャリア・デベロップメント・報酬制度を整備する。 ② 海外からの人材採用を考える資産運用会社においては、その採用にむけた英語環境を整備する。 ③ 外国人に対する税制や住環境等について、関係当局において認識の共有化が幅広く図られるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ①、②については、各資産運用会社における継続的な取組みを期待。 ③については、東京都の「国際金融都市・東京のあり方懇談会」にて、今後の検討事項の1つとして取り上げられ、検討中。
投資信託のガバナンスの強化	投信協	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託のガバナンスについては、諸外国の制度等の事例を踏まえつつ、我が国の実情に即した方策を模索すべく、投信協において次の取組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 国内の投資家の長期の資産運用ニーズに応えつつ外国の投資家の我が国の投資信託に対する信認の向上に資するための投資信託のガバナンスのあり方について、参考となる海外事例等を調査し、これを公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、「資産運用業に係る海外動向等の調査部会」において、調査項目の一つとして「フィデューシャリー・デューティーとガバナンス」を取り上げ、欧米における投資信託のガバナンス等について調査した。調査結果については、前述の通り中間報告として理事会に報告し、その後、会員会社に情報還元を行うとともに、HPに公開。また、後述する投信協の「資産運用業強化委員会」において投資信託のガバナンスの強化に関する検討を行うにあたり、同調査部会のガバナンスに係る調査結果について説明を行った。
	投信協	<ul style="list-style-type: none"> ② 投信会社が投資信託のガバナンス強化のための取組みとして行っている事例（例えば、独立取締役やアドバイザー・ボード、ファンド監視監督委員会等）を収集し、公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、2016年10月に「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書」における提言等について検討することを目的として、資産運用業強化委員会を設置。 同委員会において、投信協として投資信託委託会社の信頼向上に向けた取組みに関する周知等をどの様に行っていくのか検討を行い、2017年1月31日に全投資信託委託会社に対して、各社における取組みの公表とこれら取組みに係る協会への連絡等についての文書を発出。 投信協では、各投資信託委託会社より寄せられた信頼性向上に向けた取組みについて、2017年2月16日よりHPにて公開を開始し、その後、随時、情報を更新している。2017年5月1日現在で62社の投資信託委託会社の取組みを公開。

項目	主体	報告書の提言	これまでの取組状況・今後の予定
	投信協	③ 上記②における各投信会社の取組み状況に照らし、また、海外を含む投資家からの信認の一層の向上を図る見地から、投信会社や投資信託のガバナンスについて、経営効率を考慮しつつ、全体の取組みを強化するための方策を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、資産運用業強化委員会において、投資信託が幅広い国民各層から信認を得て、中長期の資産形成における中核的な金融商品として信頼されるために、投資信託委託会社の取組みとして「投資信託の信認のための行動憲章」を検討し、2017年5月の理事会で決定。
	投信協	④ 投資法人制度を用いて有価証券に投資するファンドを国内において組成、販売する場合の実務上の論点等を検証し、改善が必要な点について関係各方面に働きかけを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、2016年10月に「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書」に掲げられたビジネス環境の整備等に係る課題等を検討するために、資産運用業強化委員会の下に、ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会を設置。 同検討小委員会において、証券投資法人の国内における活用を促進する観点から、問題点等の整理を行い、2017年5月に資産運用業強化委員会に中間報告を行った。
	投信協	⑤ 投資信託の併合・償還について、運用効率を向上させる観点から、投資家の視点を踏まえつつ、投信会社が機動的に行うことを可能とするための検討を投信会社や受託者たる信託銀行、販売会社等の関係者を交えて行う。	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会において、投資信託の併合が円滑に実施されるための環境整備の一環として、投資信託の併合に係る実務要領の改訂等を行い、同検討小委員会では、これらの内容について、2017年5月に資産運用業強化委員会に中間報告を行った。
資産運用会社の信頼向上のための取組み	各資産運用会社	<ul style="list-style-type: none"> 資産運用会社における信頼の向上を図るに当たり、顧問協及び投信協は以下の取組みを進める。 ① 各資産運用会社は、国民から信頼される運用者となるべく、フィデューシャリー・デューティの徹底に向けた具体的な取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 各資産運用会社における継続的な取組みを期待。なお、投信協では、各投資信託運用会社より寄せられた信頼性向上に向けた取組みを、一覧の形でHP上に公表。
	顧問協	② 顧問協は、スチュワードシップ・コードに係るエンゲージメント等の活動を行うことが顧客であるアセット・オーナーの利益に資することから、アセット・マネジャーにおける本コードの一層の普及、定着、深化を図るために、会員における本コードの受入れ表明状況及び体制整備状況の把握を行うことを目的とした「日本版スチュワードシップ・コードへの対応等に関するアンケート」(2014年から開始)を継続し、ベストプラクティスの共有を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 顧問協では、2014年に引き続き、2015年に「日本版スチュワードシップ・コードへの対応等に関するアンケート(第2回)」、2016年に「日本版スチュワードシップ・コードへの対応等に関するアンケート(第3回)」を実施し、アンケート結果はHPを通じて公表。同協会では、更なる普及・定着を図るべく、引き続き、同様の取組みを継続的に行っていく。
	顧問協	③ 顧問協は、2014年から「拡大版コーポレートガバナンス研究会」を開催しているが、2016年度は、顧客であるアセット・オーナーからのアセット・マネジャーに対する要望や期待を聞くことにより、顧客からの信頼を向上させることを目的として、「アセット・オーナーとして果たすべき役割とアセット・オーナーからみたアセット・マネジャーへの期待」を同研究会のテーマとして継続的に開催し、議論の内容等について外部への発信を	<ul style="list-style-type: none"> 顧問協では、2015年度は「競争力の強い資産運用会社を目指すための戦略」をテーマに計4回開催。また、2016年度は「アセットオーナーとして果たすべき役割とアセットオーナーから見たアセットマネジャーへの期待」をテーマに計5回開催。議論の内容・資料については、HPを通じて紹介。

項目	主体	報告書の提言	これまでの取組状況・今後の予定
		行う。	
	投信協	④ 投信協は、会員のスチュワードシップ・コードの遵守を促し、適切にエンゲージメント等の活動が行われるような取組みを検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、資産運用業強化委員会において、投資信託が幅広い国民各層から信頼を得て、中長期の資産形成における中核的な金融商品として信頼されるために、投資信託委託会社の取組として「投資信託の信託のための行動憲章」を検討し、これを2017年5月の理事会で決定。 同行動憲章の「Ⅶ. 投資先企業との関係」において、「投資信託委託会社は、スチュワードシップ・コードの精神に則り、投資先企業の企業価値向上に向け、建設的な対話の推進に努めるとともに、適切な議決権行使とその結果の公表を行います。」を掲げている。
ARFP制度の促進	投信協、各投信会社	<ul style="list-style-type: none"> ARFP制度を利用し、国内籍投資信託を広く諸外国の投資家に提供し、国内の資産運用業を強化・発展させるため、投信会社及び投信協は以下の取組を進める。 ① グローバルな展開を目指す各投信会社は、ARFP制度の導入に向け、魅力ある商品の組成を検討する。その際、ファンド形態等についても魅力ある形が可能となるような具体的検討を行う。また、各投信会社は、UCITS等の他のファンド・パスポートとの適合についても併せて検討することにより、ARFP参加国を超えた幅広い投資家にも魅力ある商品を提供できる方策を探る。 	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会において、ARFP制度を利用した国内籍投資信託の海外輸出について検討し、本年末より実施するために考えられるスキーム等について検討し、2017年5月に資産運用業強化委員会に中間報告を行った。 併せて4月20日より21日に東京で開催されたARFP参加国による対面会合に参加し、ARFP制度に関心のある投資信託委託会社と各国当局担当者が意見交換等を行った。 引き続き、2017年末の制度実施に向け、国内籍投資信託の輸出のために必要な国内環境の整備等の観点から検討を行う。
	投信協	② 投信協は、投資信託に係る諸慣行について、グローバル・スタンダードを踏まえ、合理化・効率化等について検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会において、投資信託に係る実務等に関する見直しを行い、合理化、効率化等の可能性について検討し、2017年5月に資産運用業強化委員会に中間報告を行った。
	投信協	③ 投信協は、諸外国との制度競争において優位な立場を維持する観点から、諸外国の動向を踏まえ国内規制等について検討し、柔軟に見直すよう、関係当局に働きかける。	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会において、投資信託の運営実務に係る各種業務について、諸外国の制度、実務等を踏まえて検討し、2017年5月に資産運用業強化委員会に中間報告を行った。
基準価額算定業務の見直し	投信協	<ul style="list-style-type: none"> 投信協は、国内の資産運用業の競争力の維持・向上の観点から、投資信託の基準価額の算定業務のあり方等について、有識者、投信会社及び受託者たる信託銀行等を交えて一層の効率化や国際的な慣行の実現の可能性を探るための論点整理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会において、投資信託の基準価額の算定業務のあり方等について、有識者、投資信託委託会社及び受託者たる信託銀行等を交えて検討し、2017年5月に資産運用業強化委員会に中間報告を行った。
FinTechビジネスの推進	関係団体	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体は、フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議等を通じた金融庁のFinTechに向けた取組みと連携し、資産運用関連のFinTech活用を促進していく。 また、資産運用関連FinTechの支援については、兜町再開発プロ 	<ul style="list-style-type: none"> 日証協では、日本証券経済研究所に「証券業界とFinTechに関する研究会サーベイグループ」を設置し、同研究所と共同してサーベイを実施。2017年1月、サーベイの結果を公表。2017年6月、日本証券経済研究所に「証券業界とFinTechに関する研究会」を設置。フィンテッ

項目	主体	報告書の提言	これまでの取組状況・今後の予定
		<p>プロジェクトにおいて、資産運用業を集積するための取組みの一環として、資産運用関連 FinTech の起業支援に係る、スモールオフィス等のインキュベーション施設の整備等を検討している。関係団体は、同プロジェクトにおいて上記の取組みが着実に進められるよう必要なサポート（例えば、金融商品取引法に基づく登録・認可手続きに係るサポート機能の提供等）を図る。</p>	<p>ク時代における証券業の姿に焦点を当て研究を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体では、平和不動産等が設立した一般社団法人「国際資産運用センター推進機構（JIAM）」等を通じて、引き続き兜町再開発プロジェクトに必要な協力を行っていく予定。
2. 中長期的な資産形成に資する商品の提供に向けた課題と取組み			
中長期的な資産形成に資する商品の組成・販売の推進	投信協	<ul style="list-style-type: none"> 各投信会社は、投資信託の組成に当たり、顧客のニーズ・利益を第一に考慮し、顧客の中長期的な資産形成に資する商品提供に向け、その多様なニーズに沿った商品を自社の特性や特徴を活かして組成し長期運用していくことを実践する。また、投資信託の組成時に当該商品の商品性や運用管理報酬の料率水準や体系等が適切なものであるのか深度をもって検証することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、2017年2月、顧客本位の業務運営に関する原則に係る説明会を開催。 投信協では、資産運用業強化委員会において、投資信託が幅広い国民各層から信託を得て、中長期の資産形成における中核的な金融商品として信頼されるために、「投資信託の信託のための行動憲章」を検討し、これを2017年5月の理事会で決定。 同行動憲章の「VI. 効率性」において、「投資信託委託会社は、投資者の利益を優先し、常に効率的な運営に努めるとともに、市場の動向や運用の状況に鑑み、投資者の利益に資する方策があると考えられる場合には、その可能性について能動的に検討し、適切に対応いたします。」を掲げている。
	各販売会社・日証協	<ul style="list-style-type: none"> 各販売会社は、本ワーキングの議論やこうした事例も参考にしつつ、中長期的な資産形成に資する商品の提供が行われるよう、引き続き検討・工夫を行うことが求められる。 日証協は、各販売会社の自主的な取組みを支援するために取り得る方策や各社の取組みが業界横断的に共有される方策について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁の顧客本位の業務運営に係る原則の制定を受け、日証協では以下の取組みを実施。引き続き、本原則に係る各社の取組みの支援等のため、日証協で取り得る具体的な施策について検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 会員における本原則の正しい理解及び本原則を踏まえた各社の取組方針の策定に資するよう、原則に関する説明会を開催。 ▶ 2017年度の研修基本計画において、研修の主要テーマに「顧客本位の業務運営に向けた対応」を追加。 ▶ 2017年度監査計画に、協会員における本原則の導入状況の確認を追加。
顧客への情報提供の拡充	各投信会社	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託の情報開示について、投資家の目線に立ってより有効なものとするため、各投信会社及び投信協は以下の取組みを行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 各投信会社は、目論見書等において使用している用語や記述方法について、投資家の目線に立ってより分かりやすいものとするための工夫等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、資産運用業強化委員会において、投資信託が幅広い国民各層から信託を得て、中長期の資産形成における中核的な金融商品として信頼されるために、「投資信託の信託のための行動憲章」を検討し、これを2017年5月の理事会で決定。 同行動憲章では、「Ⅲ. 情報開示」において「投資信託委託会社は、投資信託の透明性を確保し、投資者の投資判断に資するべく、適切な情報開示を行います。」を掲げている。
	投信協	<ol style="list-style-type: none"> ② 投信協は、投信総合検索ライブラリーにおいて、現在提供している過去の一定時点で一定額を投資した場合の仮定計算のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、投信総合検索ライブラリーについて、「中長期的資産形成等に係る検討小委員会」における意見を踏まえつつ、毎月一定額を

項目	主体	報告書の提言	これまでの取組状況・今後の予定
		<p>ならず、毎月一定額を積立投資した場合のパフォーマンス等も計算することを可能とするような仕組みを導入する。また、投信協に加盟する会員各社に対して協会ウェブサイトへのリンク付けを要請し、投信総合検索ライブラリーの利用者拡大を図る。</p>	<p>積立投資した場合のパフォーマンス等も計算することを可能とする機能等を追加し、2017年2月にリリースし運用を開始。</p>
	各販売会社・日証協	<ul style="list-style-type: none"> 各販売会社は、顧客への情報拡充について、引き続き検討・工夫を行う。 日証協は、各販売会社の自主的な取組みを支援するために取り得る方策や各社の取組みが業界横断的に共有される方策について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 日証協では、金融庁の顧客本位の業務運営に係る原則の制定を受け、上記の取組みを実施。引き続き、本原則に係る各社の取組みの支援等のために日証協で取り得る具体的な施策について検討を行う。
NISA及びジュニアNISAの恒久化及び拡充並びに確定拠出年金の利用促進	関係団体	<ul style="list-style-type: none"> 証券業界及び資産運用業界における2017年度税制改正要望において、NISA及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化、確定拠出年金に係る特別法人税の撤廃並びに確定拠出年金の拠出限度額の水準の引上げについて要望を行う。 日証協は、ジュニアNISAの認知度向上を図るとともに、NISA及びジュニアNISAに対する興味関心を高め、制度内容の理解を深めるため、昨年度に引き続き、2016年度中にTVCM、新聞広告等を利用した広報活動を行う。 日証協は、投信協と連携し、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」において、職場積立NISA及び確定拠出年金（特に個人型確定拠出年金）の普及・促進に向けた課題について、引き続き検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 日証協等では、以下の取組みを実施。 <ul style="list-style-type: none"> 日証協等では、NISA及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化、確定拠出年金の特別法人税の撤廃並びに確定拠出年金の拠出限度額の引上げ等を要望。 日証協では、NISA及びジュニアNISAについてTVCM、新聞広告等及びセミナー開催を実施。 日証協及び投信協では、2016年7月、iDeCoの普及及び利便性向上のための加入手続き簡素化等の事務改善の推進等を目的として設置された「確定拠出年金普及・推進協議会」に参画。 iDeCoに関する新聞広告等を実施。また、2017年2月、iDeCoの政府広報活動費に2年間で4千万円の寄付金を拠出することを決定。 投信協では、以下の取組みを実施。 <ul style="list-style-type: none"> 一般投資者に対して投資信託やNISA、ジュニアNISA、確定拠出年金制度の正しい理解の促進等を目的に、セミナー開催等の啓発・普及活動を全国で展開。 NISA、iDeCo制度に関する投資者等へのアンケート調査を実施し、3月30日に公表（アンケート調査のサマリーを英語に翻訳して公開することは、近日中に対応）。 子供が生まれる家庭向けに配布されるフリーペーパーにおいてジュニアNISAについて、企業型DC導入企業向けに配布されるフリーペーパーにおいてDC等を通じた投資信託の活用に関する記事広告を、それぞれ掲載。 新聞や雑誌広告で、「投資信託のある人生を。」のキャッチコピーを入れてNISA・ジュニアNISAとiDeCoに関する広告を掲載。 この他、NISA及びiDeCoのロゴを配したノベルティとして蛍光ペンを制作し、セミナー等で配布。

項目	主体	報告書の提言	これまでの取組状況・今後の予定
	日証協 投信協	<ul style="list-style-type: none"> 2016年5月に成立した改正確定拠出年金法のもとで、国民の老後に向けた資産形成といった確定拠出年金の目的が達成されるよう、元本確保型商品ではなく資産形成に資する「指定運用方法の基準の在り方」や多様な加入者の利用を最優先した「運用商品提供数の上限設定の考え方」、また個人型確定拠出年金の普及促進（取扱い金融機関のすそ野拡大等）のための「商品販売業務と確定拠出年金運営管理業務の兼務禁止の緩和」等について、日証協及び投信協は、引き続き、それぞれ関係当局に働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 日証協では、2016年4月及び2017年3月、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」における「指定運用方法の選定基準」及び「運用商品の提供数の上限設定」等に係る要望書を取りまとめ、厚生労働省等に提出するとともに、2017年3月10日に開催された社会保障審議会 企業年金部会の「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」で要望書の概要についてプレゼンテーションを行った。 投信協では、資産運用業強化委員会の下に設置した「中長期的資産形成等に係る検討小委員会」において、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」における「指定運用方法の選定基準」及び「運用商品の提供数の上限設定」等の具体的な内容について、DCの更なる普及・拡充という観点から要望書を取りまとめ、厚生労働省に提出するとともに、2017年3月10日に開催された社会保障審議会 企業年金部会の「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」に検討小委員会の委員長、委員長代理が出席し、要望書の概要等についてプレゼンテーションを行った。
金融リテラシーの向上	日証協	<ul style="list-style-type: none"> 2014年11月に文部科学大臣から中央教育審議会に対して学習指導要領の改訂に向けた諮問がなされ、文部科学省中央教育審議会において検討が進められている。日証協が事務局を務める「金融経済教育を推進する研究会」では、「中学校・高等学校における金融経済教育のさらなる拡充に向けた要望書」をとりまとめ、2015年9月、文部科学大臣宛てに提出した。 本要望書では、中学校・高等学校において証券投資の意義や資産形成の必要性への理解を一層深めるための教育の充実を求めている。日証協においても、当該要望事項の実現に向け、関係各方面への働きかけを行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 日証協では、金融庁や金融広報中央委員会等の金融関係団体と情報共有・連携を図りながら、学習指導要領改訂において金融経済教育に関する記載が拡充するよう、働きかけを行った。 2016年9月、文部科学省から「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」が公表されるとともにパブリック・コメントに付されたことから、日証協では、10月に意見書を提出。 2017年2月、文部科学省から「中学校学習指導要領案」が公表されるとともにパブリック・コメントに付されたことから、日証協では、3月に意見書を提出。 2017年3月、文部科学省から次期の「中学校学習指導要領」が告示された。同告示を受け、教科書の見直しが始まることから、日証協では、教科書会社に対して、教員・生徒に理解しやすい金融・証券に関する説明・解説、図表・統計データ等の情報提供を行った。
	日証協	<ul style="list-style-type: none"> 日証協では、新設した金融・証券インストラクター制度も活用し、多様な講師派遣先のニーズに応えるとともに、全国各地でセミナー事業を展開するなど、金融リテラシーの向上を図る取組みとして講師派遣・セミナー事業の拡充を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 日証協では、2016年7月、金融・証券インストラクター制度を新設。その後、2016年12月までに206回の派遣を行った。また、2016年度、金融・証券インストラクター等が講師を務め、全国各地で「はじめての資産運用講座」を50会場92回実施。
	日証協	<ul style="list-style-type: none"> 日証協では、教員向け及び大学生・社会人向け講師派遣・セミナー事業を補完し、幅広い層への金融・証券知識の普及・啓発を図る観点から、学校教員向けの情報発信サービスの整備やウェブコンテンツ（動画コンテンツやアプリ等）の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 日証協では、2017年2月、教員が知りたい情報として要望の高い経済・金融・証券に関するトピック解説や基礎知識等を教員向けメールマガジンとして定期配信を開始。 日証協では、2017年4月、金融経済教育を行う授業時間が限られてい

項目	主体	報告書の提言	これまでの取組状況・今後の予定
			<p>る教育現場の現状を踏まえ、短時間で金融や証券に関するキーワードを学ぶ副教材「潜入！みんなの経済ワールド」の提供を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日証協では、2017年3月、資産運用や証券投資の初歩的な基礎知識を学ぶ動画コンテンツ「ハマカーンの資産運用劇場」について、ジュニアNISAの導入や確定拠出年金制度の変更を踏まえた改訂版を制作・公開。 <p>また、若年層女性向けコンテンツとして、WEBポータルサイトと提携したウェブマンガ「管理人ショーケンさんは見た！」を制作・公開。</p> <p>さらに、「はじめての資産運用講座（基礎編）」について、講義形式の動画「今日からスタート！資産運用と証券投資」を制作・公開。</p>
3. ビジネス環境の整備に向けた課題と取組み			
新規資産運用会社等の参入促進	投信協、顧問協、日証協	<ul style="list-style-type: none"> 投信協、顧問協及び日証協は、海外の資産運用会社を含む新規運用会社及び外国人人材の参入拡大に向け、金融庁が設置を検討している海外のアセット・マネジャー/オーナーに対する一元的な窓口及び東京都が2016年度より導入予定の「金融コンシェルジュサービス」に加え、「東京開業ワンストップセンター」と連携を図ることが望ましい。 <p>その一環として、投信協、顧問協及び日証協は、東京都・金融庁・民間事業者等により構成される検討会に協力し、本ワーキングで示された新規運用会社参入における課題等を共有し、新規運用会社の参入促進のための課題の解決に向けた検討を行う。</p> <p>また、顧問協は、内外の新興資産運用会社や高度金融人材にビジネス機会を提供する観点から、米国の公的年金等で導入されている「新興運用者育成プログラム (Emerging Manager's Program)」に関する調査を行うとともに、関係者間で情報共有を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投信協、顧問協及び日証協では、東京都・金融庁・民間事業者等により構成される「海外金融系企業の誘致促進等に関する検討会」に参加。東京都では検討会における検討結果を踏まえ、2016年12月、海外金融系企業の誘致促進等に向けた当面の対応を公表。同対応に基づき、2017年4月より金融ワンストップ支援サービスの提供を開始。 東京都の「国際金融都市・東京のあり方懇談会」では、新規資産運用業者育成プログラムを今後の検討事項の1つとして取り上げて検討中。顧問協では当該事項に関するプレゼンテーションを懇談会で実施。 顧問協では、主に米国の大手公的年金による「新興運用者育成プログラム」実態調査を2017年4月に実施し、現在、報告書の取りまとめ作業中。
ミドル・バックオフィスの合理化・効率化	各資産運用会社	<ul style="list-style-type: none"> ミドル・バックオフィス業務の合理化・効率化に向け、次の取組を進める。 <p>① 資産運用会社は、外部委託が自社の業務の合理化、効率化につながると判断される場合には、どのような外部委託が可能であるか、どのような問題点があるかについて検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会において、業務の外部委託の合理化、効率化について、有識者、投資信託委託会社及び受託者たる信託銀行等を交えて検討し、2017年5月に資産運用業強化委員会に中間報告を行った。
	投信協	<p>② 投信協は、上記①における各社の検討を踏まえ、外部委託先である信託銀行等へのヒアリング等も行いつつ、資産運用会社のミドル・バックオフィス業務の標準化、定型化の障害となっている事項の洗い出しと当該事項の改善について検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投信協では、ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会においてミドル・バックオフィス業務の標準化、定型化について、有識者、投資信託委託会社及び受託者たる信託銀行等を交えて検討し、2017年5月に資産運用業強化委員会に中間報告を行った。
	顧問協 投信協	<p>③ 顧問協及び投信協は、今後、設置が予定されている東京都・金融庁・民間事業者等により構成される検討会に協力し、上記の</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投信協、顧問協及び日証協では、東京都・金融庁・民間事業者等により構成される「海外金融系企業の誘致促進等に関する検討会」に参加。

項目	主体	報告書の提言	これまでの取組状況・今後の予定
		課題等を共有するなど、適切な対応を行う。	
兜町への資産運用業の集積	関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兜町再開発プロジェクトでは、日本橋兜町地区への資産運用業集積に向け、以下の取組みを行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 新興資産運用会社等の集積施設の整備 ② 資産運用ビジネスや資産運用関連 FinTech の起業・事業化支援を行う金融インキュベーション施設の整備 ③ 高度金融人材教育施設の整備 ④ 投資家と企業の対話・交流施設の整備 ⑤ 海外の優秀な高度金融人材の受入促進に向けた住環境の整備等 ・ 関係団体では、同プロジェクトにおいて上記の取組みが着実に進むよう必要に応じたサポートを行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体では、平和不動産等が設立した一般社団法人「国際資産運用センター推進機構（JIAM）」等を通じて、引き続き兜町再開発プロジェクトに必要な協力を行っていく予定。

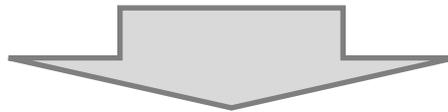
以上

「国際金融都市・東京」構想骨子 (概要)

平成29年6月
東京都

「国際金融都市・東京」構想骨子

- 金融の活性化は、世界的な都市間競争に勝ち抜き、成長していくための必須の要素であり、東京の成長戦略の中核
- 金融分野のGDPに占める割合を、倍増（5%→10%）させると、我が国のGDPを約30兆円押し上げる効果
- 香港・シンガポールの発展により、国際的な競争環境は激化
- 今回がラストチャンスとの危機感の下、構造的・本質的な課題に踏み込み、抜本的対策を具体的な「行動」に結び付けることが必要
- 平成28年11月に「国際金融都市・東京のあり方懇談会」を設置し、これまで5回開催



本年5月に出された懇談会の「中間取りまとめ」を参考に、
「国際金融都市・東京」構想骨子を策定

「国際金融都市・東京」の目指す都市像

アジアの 金融ハブ

〔国内の個人金融資産から、日本を含むアジアに成長資金を供給〕

人材、資金、 情報、技術の 集積

〔金融分野に留まらず、新たな産業やビジネスを創出〕

資産運用業・ フィンテック に焦点

〔内外の関連事業者を重点的に誘致・育成〕

社会的課題の 解決に貢献

〔投資家・顧客本位、ESG投資を東京に取り込む〕

4つの都市像の実現に向け、国や関係する民間事業者と連携しつつ、具体的な行動を起こしていく

(1) 税負担軽減に向けた見直し

国内外金融系企業、とりわけ資産運用業及びフィンテック企業の新規参入促進のため、都税である法人二税の軽減について検討するとともに、国に対して、法人税の軽減（国家戦略特区制度における優遇税制の活用等）や相続税の見直しなどについて働きかけを行う

(2) 金融行政手続の相談体制及び英語化対応の強化

- 「金融ワンストップ支援サービス」など、金融庁と連携して登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」を実現
- 金融ライセンス登録手続に関する英語解説書の整備
- 東京開業ワンストップセンターの利便性向上（英語申請等）

(3) 金融系外国人材が安心して活躍できる生活環境整備

- 特区を活用した職住近接化プロジェクトの推進（医療・教育等）
- 高度金融人材等による家事使用人利用の促進

具体的施策② ～東京市場に参加するプレイヤーの育成～

(1) 海外金融系企業の誘致

- インセンティブや特区規制緩和等による誘致促進
無償コンサルティング、在留資格特例等により今後4年間で40社を誘致
- 官民一体となった海外プロモーション活動
活動の成果も踏まえつつ、業界横断的プロモーション組織の設立を検討
- 東京金融賞（仮称）の創設
広く国内外の事業者を対象とし、受賞者の東京誘致につなげる

(2) 資産運用業者の育成

- 新興資産運用業者育成プログラム（EMP）等の導入を目指す

(3) フィンテック産業の育成

- アクセラレータプログラムの実施
- フィンテック等の起業家、投資家、研究機関等の集積により、イノベーションを活性化するエコシステム
（東京版フィンテックセンター）の形成を目指す

(4) 金融系人材の育成

- 首都大学東京を活用するなど、高度金融専門人材等を育成

(1) 顧客本位の業務運営

(フィデューシャリー・デューティー) の徹底

- 金融庁と連携を図りながら、「顧客本位の業務運営に関する原則」等の徹底に向けた取組を検討

(2) コーポレートガバナンス・コード及び スチュワードシップ・コードの徹底

(3) グリーンファイナンスの利用促進

- 「東京グリーンボンド」を発行するとともに、今後、民間によるグリーンボンドの発行等を促進するための取組を検討

(4) 東京金融賞（仮称）の創設（再掲）

- 都民のニーズ、都政の課題、ESG投資の普及等に対応できる金融サービスや商品を開発・提供する国内外の事業者を表彰

「国際金融都市・東京」の実現に向けた新たな構想 策定に向けた今後のスケジュール

懇談会

東京都

7月
~10月

懇談会を複数回開催

11月

懇談会
最終提言

6月

「国際金融都市・東京」の
実現に向けた構想骨子策定

外資系金融機関CEO等と知事との
意見交換会 (6/22)

懇談会の議論等を参考に、
個々の取組を精緻化

秋には「東京版金融ビッグバン」とも言うべき、
新たな構想を策定

「国際金融都市・東京」構想骨子

～「東京版金融ビッグバン」の実現へ～

平成 29 年 6 月

東 京 都

目 次

<u>I 序論</u>	・・・ 2
<u>II 東京が目指すべき国際金融都市像</u>	・・・ 3
<u>III 具体的施策</u>	
<u>1 魅力的なビジネス面、生活面の環境整備</u>	・・・ 4
(1) 税負担軽減に向けた見直し	
(2) 金融系行政手続の相談体制及び英語化対応の強化	
① 国との連携による金融手続の迅速化	
② 金融ライセンス登録手続に関する英語解説書の整備	
③ 英語申請等東京開業ワンストップセンターの利便性向上	
(3) 金融系外国人材が安心して活躍できる生活環境整備	
① 特区を活用した職住近接化プロジェクト等の推進	
② 高度金融人材等による家事使用人利用の促進	
<u>2 東京市場に参加するプレイヤーの育成</u>	・・・ 6
(1) 海外金融系企業の誘致	
① インセンティブ、規制緩和等による誘致の促進	
② 官民一体となった海外プロモーション活動	
③ 東京金融賞（仮称）の創設	
(2) 資産運用業者の育成	
① 新興資産運用業者育成プログラム（EMP）等の導入	
② 資産運用業者の体制構築のための取組	
③ 資産運用業者と国内機関投資家のマッチング機会の創出	
(3) フィンテック産業の育成	
① アクセラレータプログラムの実施による革新的なビジネスの開発	
② フィンテック等のイノベーション活性化に向けた環境づくり	
(4) 金融系人材の育成	
① 高度金融専門人材等の育成	
② 金融教育等の充実	
<u>3 金融による社会的課題解決への貢献</u>	・・・ 9
① 顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティ）の徹底に向けた取組	
② コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コードの徹底に向けた取組	
③ グリーンファイナンスの利用促進	
④ 東京金融賞（仮称）の創設（再掲）	
<u>IV 構想策定に向けた今後の展開</u>	・・・ 10
用語解説	・・・ 11

I 序論

経済の血液と言われる「金融」の活性化は、世界の金融センターと言われているロンドンやニューヨークの例を待つまでもなく、都市の魅力や競争力維持のために不可欠なものであり、今後東京が世界的な都市間競争を勝ち抜き、成長していくために必須の要素といえる。

金融の活性化については、これまでも様々なレベルで検討や取組が進められてきたが、一方で同じアジアの香港、シンガポールの発展などにより、東京をめぐる国際的な競争環境はより厳しさを増しているのが現実である。

かつてロンドン、ニューヨークと並ぶ国際金融都市であった東京が、世界に冠たる国際金融都市としての地位を取り戻すためには、今回がラストチャンスとの危機感を持って、構造的・本質的な課題に踏み込み、抜本的な克服策を見出していかなければならない。また、これまで類似の検討が繰り返されてきた経緯を踏まえると、今回は単に議論で終えるのではなく、必ずや具体的な「行動」に結び付けていかなければならない。

このため、東京都では平成 28 年 11 月、小池知事をはじめ、国内外の有識者により構成される「国際金融都市・東京のあり方懇談会」*を設置し、金融の活性化や海外の金融系企業が日本に進出するにあたって障害となる課題や、課題解決に向けた方策について幅広く議論を行っている。

この「国際金融都市・東京」構想骨子は、この 5 月に懇談会から出された中間とりまとめを参考に、東京都が今秋にまとめる予定の「東京版金融ビッグバン」とも言うべき新たな構想のポイントとなる事項をまとめたものである。

東京がアジア・ナンバーワンの国際金融都市として輝くためには、東京都のみならず国や民間関係事業者が三者一体となって、本骨子や今後まとめる構想に書かれる各施策を実現していかなければならない。国内外の金融に関わる関係者が本骨子をご覧いただき、東京が再び国際金融都市として輝くために何を行っていくべきか、ともに考えていただければ幸いである。

II 東京が目指すべき国際金融都市像

かつて東京がロンドン、ニューヨークと並ぶ国際金融都市であった時代、日本の銀行は個人から集めた預金などを原資に国内外の様々なプロジェクトに資金供給を行い、日本経済の発展に寄与してきた。しかし、日本の銀行の預貸率が年々低下する一方、1,800兆円に及ぶ日本の個人金融資産のかなりの部分が現金・預金に滞留している構造が続いている。

一方、日本では少子高齢化の進展が進んでおり東京も例外ではない。今後、東京が世界における都市間競争を勝ち抜いていくためには、人口減少社会が本格的に到来する中でも、経済成長を実現し続けていかなければならない。

我が国の金融・保険業がGDPに占める割合を、5%に満たない現状からイギリスに近い10%へと倍増させると、GDPを約30兆円押し上げる効果がある。東京は国内外の様々な金融系企業が集積しているエリアであり、これら金融産業を活性化するとともに、ここから今後成長が期待されるIoT、AI、フィンテック*といった先進分野に対し積極的にリスクマネー*が供給され、これらの産業を活性化させることが東京の成長戦略の中核になる。

このような観点から、国際金融都市・東京の実現は、都の成長戦略に掲げる5つの戦略（FIRST戦略）のF（Finance）*として位置付けられている。

国際金融都市・東京が具体的に目指す姿は以下のような内容である。

- 1 アジアの金融ハブとしての国際金融都市・東京
～東京が、日本国内の豊富な個人金融資産を、日本を含むアジアの成長に資金供給していくためのハブになる。
- 2 金融関係の人材、資金、情報、技術が集積する国際金融都市・東京
～東京が、優秀な金融関係の人材が集い、世界中から運用資金や情報が集まり、高度な金融技術を有する金融系企業が集う都市になる。
- 3 資産運用業とフィンテック企業の発展に焦点をあてた国際金融都市・東京
～資産運用業とフィンテック企業が発展することで、東京の金融業が活性化される。
- 4 社会的課題の解決に貢献する国際金融都市・東京
～金融系企業の行動規範としてグローバルなトレンドとなっている投資家・顧客本位、ESG投資*を取り込み、社会的課題の解決に貢献する都市になる。

次ページ以降において、この目指すべき国際金融都市像を実現するために必要と思われる施策と、施策実現に向けた方向性を示す。

Ⅲ 具体的施策

1 魅力的なビジネス面、生活面の環境整備

- ▶ 他都市の金融センターと比較した東京市場に求めるニーズとして、海外金融系企業からは、優遇税制、英語対応を含めた行政手続の利便性、医療、教育などの生活環境の整備等があげられている。世界銀行が毎年発表するビジネスのしやすさランキングの最新版「ビジネス環境の現状 2017」¹においても、我が国のビジネス環境に関する順位は、他の先進国と比べて、必ずしも良いものとは言えない。
- ▶ 昨年東京都は、金融庁、有識者及び民間事業者とともに、「海外金融系企業の誘致促進等にかかる検討会」を立ち上げ、これらの課題の解決に向けて検討を進め、平成 28 年 12 月に、短期的に対応できる事項を中心とした「海外金融系企業の誘致促進等に向けた当面の対応」をとりまとめた。
- ▶ それに従い、平成 29 年度から一部の取組が開始されたところであるが、これらの課題は一朝一夕で解決できるものではなく、新たな施策を含めて継続的な取組を進めていくことにより東京市場に対するイメージを変え、海外金融系企業やそこで働く有能な人材を惹きつけ、定着を図っていくことが必要である。

(1) 税負担軽減に向けた見直し

- 国内外金融系企業、とりわけ資産運用業及びフィンテック企業の新規参入促進のため、都税である法人二税の軽減について検討するとともに、国に対して、法人税の軽減（国家戦略特区制度における優遇税制の活用等）や相続税の見直しなどについて働きかけを行う。

(2) 金融系行政手続の相談体制及び英語化対応の強化

① 国との連携による金融手続の迅速化

- 平成 29 年 4 月に丸の内に開設した「金融ワンストップ支援サービス*」について、金融庁の「金融業の拠点開設サポートデスク*」との連携のもと、海外金融系企業の日本進出に際しての行政手続や生活環境などの悩みや課題の解決を一体的に支援する。
- 特に、都による誘致関係のインセンティブが付与された企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる海外金融系企業を対象に、金融庁と連携しつつ、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」を実現していく。

¹<http://www.worldbank.org/ja/news/press-release/2016/10/25/record-number-of-economies-carried-out-business-reforms-in-past-year-doing-business>

世界銀行が 2016 年 10 月 25 日に発表。世界 190 カ国・地域のビジネスのしやすさを順位付けしたランキングで、日本は 34 位と前年の 32 位（改定値）より順位を 2 つ落とした。

② 金融ライセンス登録手続に関する英語解説書の整備

- 平成 29 年夏をめどに、金融ライセンス登録の手続等について、金融庁監修のもと英語解説書を整備する。日本の金融関係法令・規則、金融商品取引業者としての登録申請手続等を、過去の実績や事例等も紹介しながら分かりやすく解説する。

③ 英語申請等東京開業ワンストップセンター*の利便性向上

- 東京開業ワンストップセンターについて、平成 29 年 7 月にサテライトセンターを丸の内「TOKYO 創業ステーション」内に設置するとともに、平成 29 年中にセンター内の税手続の英語申請を開始する。

(3) 金融系外国人材が安心して活躍できる生活環境整備

① 特区を活用した職住近接化プロジェクト等の推進

- 東京駅周辺、虎ノ門地区等において、外国人向け医療・教育施設等が備わった質の高い職住近接のまちづくりを推進するため、特区外国人医師特例等による初診体制の整備、特区都市計画法特例によるインターナショナルスクール、サービスアパートメント等のスピーディーな整備等に取り組む。
- 今後、これらのプロジェクトの更なる推進に資する制度の見直しに加え、海外留学生に対する生活支援策についても併せて検討する。

② 高度金融人材等による家事使用人利用の促進

- 高度金融人材等のニーズに適った家事使用人利用の促進を図る観点から、
 - 1) 特区による高度金融人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和について、平成 29 年中の実現に向けた国への働きかけ
 - 2) 高度金融人材等を対象としたセミナーの平成 29 年中の開催などによる特区外国人材家事支援特例の利用促進等に取り組む。

2 東京市場に参加するプレーヤーの育成

- ▶ 東京市場にイノベーションを起こすとともに事業者間の競争を促進することで、都民に低廉かつ良質な金融サービス、商品が提供されるよう、国内の金融人材の育成に加え、国内外問わず、金融関係の新たなプレーヤーが東京市場に参入することを促進する必要がある。
- ▶ とりわけ、国民の安定的な資産形成や成長産業へのリスクマネーの供給という重要な役割を持ちながらも、欧米諸国と比べて規模が劣ると言われる資産運用業や、金融サービスの高度化や成長産業の発展に向けて新たなビジネス手法を提供するフィンテックに焦点を当てて、東京市場への参入を促進する施策を講じていく。

(1) 海外金融系企業の誘致

① インセンティブ、規制緩和等による誘致の促進

- 平成29年度～32年度の4年間で資産運用業・フィンテック系の外国企業40社を誘致する目標を達成するため、
 - 1) 平成29年度から誘致企業に対する市場調査、ビジネスプラン策定等に関する無償コンサルティング、専門家相談・人材採用経費等の補助の実施
 - 2) 誘致企業の高度金融人材への高度人材ポイントの特別加算について、速やかな実現の国への働きかけ
 - 3) 都が実施するフィンテック分野等における「アクセラレータプログラム」参加者への創業活動を行うための在留資格特例について平成29年中の実現の国への働きかけ等のインセンティブ、特区規制緩和等に取り組む。
- さらに、平成29年5月から、ロンドン、パリ、サンフランシスコに設置した、大使館、商工会議所等の「海外ハブ組織」との連携窓口「Access to Tokyo」を活用し、有望な企業の情報を様々なルートから収集し、スピーディーな誘致活動につなげる。

② 官民一体となった海外プロモーション活動

- 海外都市において国際金融都市・東京の魅力を発信することにより、海外金融系企業の誘致を促すプロモーション活動について、官民一体となって実施していく。
- 上記活動の成果も踏まえつつ、今後のプロモーション活動のあり方に関して、「東京版ロードメイヤー*」の設置も含めた、具体的な業界横断的プロモーション組織の設立を検討していく。
- さらに、様々な海外都市において、フィンテック企業等が参加するセミナーの開催により、投資先としての東京の魅力を説明し、特区への外国企業の誘致を促進する。

③ 東京金融賞（仮称）の創設

- 都民の利便性向上と金融の活性化を実現するために、都民のニーズ、都政の課題、持続可能な都市づくりに貢献するESG投資の普及等に対応できる金融サービスや商品を開発・提供する事業者を対象とする表彰制度を創設する。国内のみならず、海外の事業者も広く対象とすることとし、受賞者の東京への誘致につなげる。

(2) 資産運用業者の育成

① 新興資産運用業者育成プログラム（EMP）*等の導入

- 国際金融都市・東京で国内外の新興資産運用業者を育成するため、米国の年金基金等が実施している「新興資産運用業者育成プログラム（EMP）」等が東京でも導入されることを目指す。
- そのため、関係機関と連携し、機関投資家等を対象にしたEMP等の認知度向上を図るセミナーを開催するなど、EMP等の導入に向けて必要な取組を検討する。

② 資産運用業者の体制構築のための取組

- 国内外の資産運用業者、特に小規模な資産運用業者が東京でビジネスを行うに際し大きな負担となっていると言われるミドル・バックオフィス業務*の体制構築について、現状を把握した上で必要な取組を検討する。

③ 資産運用業者と国内機関投資家のマッチング機会の創出

- 東京への進出に興味があり、海外における資産運用実績はあるものの、日本国内におけるトラックレコード（運用実績）がない海外の資産運用業者に対し、国内機関投資家との接点を持てるよう、両者のマッチング機会の創出を検討する。

(3) フィンテック産業の育成

① アクセラレータプログラムの実施による革新的なビジネスの開発

- 平成29年度から、フィンテック分野等における「アクセラレータプログラム」を実施し、海外の優れた技術を有するスタートアップ企業、国内金融機関等とのビジネスプランの策定を通じた革新的ビジネスの開発支援等に取り組む。
- その際には、ブロックチェーン分野について、外国のスタートアップ企業、国内企業・投資家等によるサプライチェーン等の非金融分野におけるビジネスプランの策定支援についても併せて取り組む。

② フィンテック等のイノベーション活性化に向けた環境づくり

- 起業家、大手企業、投資家、研究機関等の様々なプレーヤーが集積したフィンテックエコシステム（東京版フィンテックセンター）等の形成に資する取組について検討する。
- 諸外国においてフィンテックの育成のために活用されている「規制の砂場（レギュラトリー・サンドボックス*）」について、政府における検討の動き等を踏まえ、東京都で対応可能な取組を検討する。

(4) 金融系人材の育成

① 高度金融専門人材等の育成

- 高度金融専門人材等の育成によりイノベーションを促進するために、首都大学東京大学院ビジネススクールにおける高度金融専門人材養成プログラムの見直しなどを行う。

② 金融教育等の充実

- 若年期を含めた一般都民向けの金融教育は、様々な主体が中長期的に継続して実施していく必要があり、金融庁や業界団体の取組を支援するとともに、これらの機関等と連携した金融セミナーを開催していく。
- 少額からの長期・積立・分散投資の促進を図るため、平成30年1月から開始される「積立NISA」について、金融庁と連携を図りながら、普及・定着に向けた取組を検討する。

3 金融による社会的課題解決への貢献

- 国際金融都市・東京に国内外から人材、資金、情報、技術が集まるためにも、また国民、都民が安心して資産形成を行えるようにするためにも、東京市場において金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等のインベストメント・チェーンに含まれる全ての金融機関等が、投資家や顧客の目線に立った業務運営を実行する必要がある。
- 金融商品の販売・開発に携わる金融機関や、家計や年金等の機関投資家の資産運用・管理を受託する金融機関のそれぞれに対して、利益相反の適切な管理や運用高度化等を通じ、真に顧客・受益者の利益にかなう業務運営がなされるよう、世界的に見て当然の行動規範ともいえる「投資家・顧客ファースト」の視点を徹底していく。
- また、持続可能な社会の実現に貢献するとして国連が責任投資原則を提唱するなど、世界的に注目されつつあるESG投資についても、その動きを東京市場に積極的に取り込んでいく。これらの取組を通じて金融による社会的課題の解決に貢献していく。

① 顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）*の徹底に向けた取組

- 平成29年3月に金融庁が定めた「顧客本位の業務運営に関する原則」等を踏まえ、金融庁と連携を図りながら、東京市場のプレイヤーが顧客本位の業務運営を実現していくための取組を検討する。

② コーポレートガバナンス・コード*、スチュワードシップ・コード*の徹底に向けた取組

- 企業の中長期的な成長を促す「コーポレートガバナンス・コード」及び「スチュワードシップ・コード」について、金融庁等と連携を図りながら、これらの普及・定着に向けた取組を検討する。

③ グリーンファイナンスの利用促進

- 平成29年中に、総額200億円規模の「東京グリーンボンド」を発行するとともに、今後、国内金融機関等によるグリーンファンドの組成やグリーンボンドの発行を促進するための取組について検討する。

④ 東京金融賞（仮称）の創設（再掲）

- 都民の利便性向上と金融の活性化を実現するために、都民のニーズ、都政の課題、持続可能な都市づくりに貢献するESG投資の普及等に対応できる金融サービスや商品を開発・提供する国内外の事業者を対象とする表彰制度を創設する。国内のみならず、海外の事業者も広く対象とすることとし、受賞者の東京への誘致につなげる。

IV 構想策定に向けた今後の展開

「国際金融都市・東京のあり方懇談会」においては、今後中間とりまとめの内容をさらに深めるとともに、これまで検討が不十分であった論点を取り上げて議論し、平成 29 年秋の最終提言につなげていく。

東京都においては、今回発表した構想骨子の各項目や、その後国際金融都市・東京の実現にふさわしい取組として追加された項目について、実現に向けた具体的検討を進め、今後の懇談会の議論や最終提言の内容も参考にしながら、平成 29 年秋に最終構想を策定、公表する予定である。

用 語 解 説

語句	意味
国際金融都市・東京のあり方懇談会 (P. 2)	東京がアジア・ナンバーワンの国際金融都市の地位を取り戻すため、金融の活性化や海外の金融系企業が日本に進出するに当たって障害となる課題について幅広く洗い出し、その解決に向けた抜本的対策について議論を行うべく、平成 28 年 11 月に設置された懇談会。平成 29 年 5 月に中間のとりまとめを公表、同年 11 月には最終提言をまとめる予定
フィンテック (P. 3)	Finance×Technology の造語で、先端技術を用いた革新的金融サービスが、新たな事業を生み出し、資金の流れを変えていく動き
リスクマネー (P. 3)	元本割れの可能性があるリスク資産に投資する資金
5つの戦略 (FIRST 戦略) (P. 3)	平成 28 年 12 月に東京都が出した「2020 年に向けた実行プラン」で示された戦略。金融 (Finance)、イノベーション (Innovation)、強みを伸ばす (Rise)、誰もが活躍 (Success)、最先端技術 (Technology) の頭文字を並べたもの。「世界で一番」、「東京が先頭に立って挑戦」という方向性を提示
E S G 投資 (P. 3)	頭文字は E (環境、Environment)、S (社会、Social)、G (企業統治・ガバナンス、Governance) をそれぞれ意味する。世界が貧富の格差問題、ボーダーレス化する地球環境問題や企業経営のグローバル化に伴う様々な課題に直面する中で、企業への投資は、短期的ではなく長期的な収益向上の観点とともに、持続可能となるような国際社会づくりに貢献する E S G の視点を重視して行うのが望ましいとの見解を国際連合が提唱した。その結果、E S G の視点で投資を行う金融機関が欧米を中心に広がっている
金融ワンストップ支援サービス (P. 4)	東京都が平成 29 年 4 月 1 日に開始したサービス。都内に拠点設立を検討している海外金融系企業を対象に、金融庁と連携しながら行政手続の支援や総合的なコンサルティング等を提供する。また、「金融窓口相談員」が海外金融系企業の相談を伺い、内容に応じて金融専門家等を紹介する
金融業の拠点開設サポートデスク (P. 4)	金融庁が平成 29 年 4 月 1 日に開設した相談窓口。日本への拠点開設を検討中の海外金融事業者から、日本拠点開設に係る金融法令等に関する相談を受け付ける

用語解説

語句	意味
東京開業ワンストップセンター (P. 5)	東京都が平成 27 年 4 月に開設。外資系企業やベンチャー企業等の開業手続を一元化する我が国初の取組。行政手続に精通している職員又は専門家による Face to Face の対応により、法人設立や事業開始時に必要な定款認証、登記、税務、年金・社会保険、入国管理等の各種手続に迅速に対応。また、企業の要望に応じ、電子申請のサポート及び多言語による通訳や翻訳サービスを提供する
ロードメイヤー (P. 6)	ロンドンの金融街シティの行政長であり、シティを拠点とする金融サービス産業及び関連ビジネスの大使として、諸外国との関係強化の役割を担っている
新興資産運用業者育成プログラム (EMP) (P. 7)	Emerging Managers Program の略。アセットマネージャーを志す候補者を発掘して資金を提供し、若手のマネージャーの育成を支援すること
ミドル・バックオフィス業務 (P. 7)	資産運用業における業務運営体制として、マーケットと相対し株式や債券等の売買を行う業務を「フロントオフィス」と称するのに対し、「ミドルオフィス」とはフロントオフィスから独立した立場でファンドの運用評価やリスク管理などを行う業務を、「バックオフィス」とはフロントオフィスで執行された取引の約定処理や投資信託の基準価額算出などを行う業務を言う
レギュラトリー・サンドボックス (P. 7)	「規制の砂場」とも呼ばれ、新事業を育成する際に現行法の規制を一時的に停止する規制緩和策。現行法を即時適用することなく、安全な実験環境を提供することでイノベーションを促進する取組
顧客本位の業務運営 (フィデューシャリーデューティー) (P. 9)	金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等のインベストメント・チェーンに含まれる全ての金融機関等において、最終的な資金提供者・受益者の利益を第一に考えた業務運営
コーポレートガバナンス・コード (P. 9)	上場企業に対して、幅広いステークホルダー（株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等）と適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な収益力の改善を図ることを求める行動原則
スチュワードシップ・コード (P. 9)	機関投資家（年金基金やその委託を受けた運用機関等）に対して、企業との対話を行い、中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すことを求める行動原則